

平成27年第385回臨時会

矢吹町議会会議録

平成27年 2月6日 開会

平成27年 2月6日 閉会

矢吹町議会

平成27年第385回矢吹町議会臨時会会議録目次

第1号 (2月6日)

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1
職務のため出席した者の職氏名	2
開会の宣告	3
開議の宣告	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
報告第1号の上程、説明、質疑	4
議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	4
議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	5
閉会の宣告	6
署名議員	7

平成 2 7 年 2 月 6 日（金曜日）

（第 1 号）

平成27年第385回矢吹町議会臨時会

議事日程(第1号)

平成27年2月6日(金曜日)午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 報告第1号 専決処分の報告について(専決第20号 損害賠償について)
日程第 4 議案第1号 矢吹町屋内外運動場条例
日程第 5 議案第2号 平成26年度矢吹町一般会計補正予算(第7号)

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員(16名)

1番	安井敬博君	2番	薄葉好弘君
3番	加藤宏樹君	4番	佐藤幸市君
5番	鈴木隆司君	6番	青山英樹君
7番	竹元孝夫君	8番	大木義正君
9番	熊田宏君	10番	栗崎千代松君
11番	角田秀明君	12番	吉田伸君
13番	柏村栄君	14番	藤井精七君
15番	鈴木一夫君	16番	諸根重男君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	長野崎吉郎君	副町長	渡邊正樹君
教育長	栗林正樹君	企画経営課長	阿部正人君
総務課長	藤田忠晴君	都市建設課長	福田和也君
教育次長兼 学校教育課長 兼指導主事	小峰光君		

職務のため出席した者の職氏名

議会議務局長 水 戸 邦 夫

主任主査兼
次 長 角 田 哲 也

◎開会の宣告

○議長（諸根重男君） 皆さん、おはようございます。ご参集ありがとうございました。

ただいまの出席議員数は16名であります。

出席議員数が定足数に達しておりますので、これより第385回矢吹町議会臨時会を開会します。

(午前10時00分)

◎開議の宣告

○議長（諸根重男君） これより会議を開きます。

これより日程に入ります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（諸根重男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、

11番 角田 秀明 君

12番 吉田 伸 君

を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（諸根重男君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本臨時会の会期及び議事日程については、議会運営委員会において審議されておりますので、その審議結果について報告を求めます。

議会運営委員会委員長、9番、熊田宏君。

[9番 熊田 宏君登壇]

○9番（熊田 宏君） 議場の皆さん、おはようございます。

それでは、報告させていただきます。

本日、第385回矢吹町議会臨時会が招集になりましたので、午前9時30分から議会運営委員会を開き、今臨時会の運営について協議をさせていただきました。

協議に入る前に、町長から提出されました議案について企画経営課長から説明を求め、さらに議長から提出された日程等について議会事務局長から説明を求め、協議をさせていただきました。その結果、会期を本日2月6日の1日間とし、議案審議につきましては専決処分の報告1件、条例の制定1件、一般会計の補正予算1件であり、これを全体審議とすることに協議が成立いたしましたので、議員各位のご協力をお願いいたします。

以上で議会運営委員会からの報告を終わります。よろしくご協議お願いします。

○議長（諸根重男君） お諮りいたします。ただいま議会運営委員会委員長報告のとおり、今臨時会の会期は本日2月6日の1日間としたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日2月6日の1日間と決定いたしました。

◎報告第1号の上程、説明、質疑

○議長（諸根重男君） 日程第3、これより報告第1号 専決処分の報告について（専決第20号 損害賠償について）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 議場の皆さん、おはようございます。

それでは、説明させていただきます。

報告第1号 専決処分の報告についてであります。専決第20号 損害賠償について、本件は平成26年9月12日午前11時ごろ、矢吹町中央公民館駐車場内において、職員が矢吹町・三鷹市子ども交流会で使用したテントを片づけるため乾燥させる作業を行っていたところ、急に風が吹きテントがあおられてしまい、駐車中であつた相手車両の左側後部ドアにテントが接触し、損害を与えたことに対する損害賠償であります。

なお、損害賠償額は7万3,332円であり、相手方との示談は成立しております。

損害賠償の額については、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分の指定を受けているため、平成26年12月26日付で決定し、同条第2項の規定に基づき報告するものであります。

以上です。

○議長（諸根重男君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

報告第1号 専決処分の報告については、地方自治法第180条第2項の規定による報告のため、討論は省略いたし、報告のみとさせていただきます。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（諸根重男君） 日程第4、これより議案第1号 矢吹町屋内外運動場条例を議題といたします。

事務局長に議案を朗読させます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（諸根重男君） 提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは、説明いたします。

議案第1号 矢吹町屋内外運動場条例についてであります。本町は、本町の子供たちの運動能力の向上を図るため、福島定住等緊急支援交付金事業により、矢吹駅東口小松地内に矢吹町屋内外運動場を設置するため、公の施設としての設置及び管理に関する条例を制定するものであります。

条例の内容につきましては、施設の名称及び位置を初め、使用者の範囲や利用料金、開館時間や休館日等を定めるとともに、施設の管理方法等について定めるものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

以上です。

○議長（諸根重男君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより議案第1号 矢吹町屋内外運動場条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（諸根重男君） 日程第5、これより議案第2号 平成26年度矢吹町一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

事務局長に議案を朗読させます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（諸根重男君） 提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは、説明いたします。

議案第2号 平成26年度矢吹町一般会計補正予算（第7号）についてであります。本案は既定の歳入歳出予算にそれぞれ900万円を追加し、総額を123億3,989万4,000円とするものであります。歳入の内容は、地方交付税900万円を増額するものであります。歳出の内容は、土木費が積雪による除雪委託料により900万円の増額、

民生費が屋内外運動場整備事業に伴う事業費の組みかえであります。

よろしくご審議のほど、お願いいたします。

以上です。

○議長（諸根重男君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより議案第2号 平成26年度矢吹町一般会計補正予算（第7号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（諸根重男君） 以上で本臨時会の日程は全部終了いたしました。本日の会議を閉じます。

なお、引き続き議員控室において全員協議会を開催いたしますので、ご協力をお願いいたします。

これにて第385回矢吹町議会臨時会を閉会といたします。

ご協力まことにありがとうございました。

（午前10時11分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 27年 4 月 9 日

議 長 諸根 重男

署 名 議 員 角田 秀明

署 名 議 員 吉田 伸